

運 営 規 定

ゆうあい訪問看護ステーション

1. 事業の目的及び運営方針

高齢化社会に向け、要介護者や疾病等により在宅療養を希望される利用者に、住み慣れた地域社会や家庭で安心して療養が出来るように、保健・福祉・医療の連携を重視し支援・援助する。

介護保険利用者には、居宅介護サービス計画（ケアプラン）を遵守した訪問看護計画を作成、利用者本位のサービスが提供出来るように介護支援専門員（ケアマネージャー）と連携し、安心して在宅で生活が出来るよう支援することを目的とする。

2. 事業所の名称及び所在地

名 称	ゆうあい訪問看護ステーション
所 在 地	茨城県牛久市上柏田4丁目58番1号

3. サテライト事業所の名称及び所在地

名 称	ゆうあい訪問看護ステーション サテライト土浦
所 在 地	茨城県土浦市真鍋新町11番7号

4. 営業日及び営業時間

営 業 日	〔 月曜日～金曜日 …午前9時より午後5時迄 土曜日 …午前9時より正午迄
休 日	

5. 実施地域

牛久市とその隣接する市町村（龍ヶ崎市・阿見町・つくば市・土浦市）

6. 緊急時・症状の変化等における対応

- (1) 管理者・看護師は携帯電話を持ち、24時間連絡体制をとる。
- (2) 介護保険では、利用者との契約にて緊急訪問看護を行う。

7. 訪問看護の提供方法及び内容

主治医の訪問看護指示書に基づき、医療保険又は介護支援専門員の居宅介護サービス計画（ケアプラン）による看護を適切かつ計画的に行っていく。

手続き事項

◆介護保険

1. 主治医の訪問看護指示書交付を受ける。
2. 居宅介護支援専門員（ケアマネージャー）に申込み依頼する。
3. 利用者又は家族は、訪問看護ステーションに説明を受け申込み（契約）する。

◆医療保険

1. 利用者は、主治医に訪問看護指示書の作成を依頼する。
2. 利用者は訪問看護ステーションに申込みをする。
(利用者は、ケースワーカー・看護師又は、ケアマネージャー・家族の場合もある)

サービスの内容

1. 日常生活の看護
2. 医療的処置、管理
3. リハビリテーション
4. 主治医への連絡・調整
5. 医療機関・ケアマネージャーとの連絡・調整
6. 人生の最終段階における看護（終末期看護）
7. 在宅サービス利用時についてのご相談

8. 虐待防止のための措置に関する事項

- (1) 事業者は、利用者様の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講じるものとする。
 - ①責任者の選定（責任者：管理者）
 - ②虐待を防止するための従業者に対する研修の実施（年2回）
 - ③虐待等に対する相談窓口の設置
- (2) 事業者は、サービス提供中に、当該事業所従業員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

12. 相談・苦情に関する事項

相談・苦情に対応する窓口は、訪問看護サービス等に関する利用者、家族の要望・苦情に対応する。

苦情申立窓口

ゆうあい訪問看護 ステーション 管理者	電話：029-874-2280 住所：牛久市上柏田 4-58-1	平日：8：30～17：30
ゆうあい訪問看護ステーション サテライト土浦 管理者	電話：029-874-2280 住所：土浦市真鍋新町 11-7	平日：8：30～17：30
牛久市役所 高齢福祉課	電話：029-873-2111 住所：牛久市中央 3-15-1	平日：8：30～17：15
龍ヶ崎市役所 介護福祉課	電話：0297-64-1111 住所：龍ヶ崎市 3710 番地	平日：8：30～17：15
つくば市役所 介護保険課	電話：029-883-1111 住所：つくば市研究学園 1-1-1	平日：8：30～17：15
阿見町役所 高齢福祉課	電話：029-888-1111 住所：稲敷郡阿見町中央 1-1-1	平日：8：30～17：15
茨城県国民健康保険団体連 合会介護保険課 介護保険苦情相談室	電話：029-301-1565 住所：水戸市笠原町 978-26 市町村会館 3 階	平日：9：00～17：00
茨城県保健福祉部 医療安全相談センター	電話：029-301-6201 住所：水戸市笠原 978 番 6	平日：8：30～17：15
関東信越厚生局 茨城事務所	電話：029-277-1316 住所：水戸市北見町 1-11	平日：8：30～17：15

社会医療法人 若竹会

ゆうあい訪問看護ステーション

ゆうあい訪問看護ステーション サテライト土浦

開設者 金子 洋子

管理者 後藤 則子

令和7年4月1日改定